

議案第58号

所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年 6月 2日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢市立第二所沢児童クラブ及び所沢市立山口児童クラブの移転に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

所沢市立児童クラブ条例（平成26年条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表所沢市立第二所沢児童クラブの項中「所沢市星の宮一丁目6番12号」を「所沢市元町7番37号」に改め、同表所沢市立山口児童クラブの項中「所沢市大字山口1981番地の1」を「所沢市大字山口1550番地」に改める。

附 則

この条例中別表所沢市立山口児童クラブの項の改正規定は令和8年4月1日から、同表所沢市立第二所沢児童クラブの項の改正規定は同年6月1日から施行する。